

令和8年度 家庭用脱炭素化設備導入支援補助金 よくある質問 (Q&A)

項目	質問NO.	質問	回答
対象設備	1	中古品の設備を設置した場合も補助対象となりますか。	設置する日前において未使用品であるものが補助の対象となりますので、中古品の場合は対象になりません。
	2	リース契約やPPA(第三者所有)モデルにより導入する設備は補助対象ですか。	リースやPPAモデルにより導入する設備は補助対象になりません。
	3	メーカーや機種指定はありますか。	【太陽光発電設備】 指定はありません。 【蓄電池】 環境共創イニシアチブに登録されている蓄電池が対象になります。
	4	既に設置済みの設備も補助対象になりますか。	令和8年4月1日以降に利用を開始した設備は補助対象になりますが、令和8年3月31日以前に利用を開始した設備は補助対象外です。
	5	設備の利用開始日の定義はありますか。	設備ごとの利用開始日の定義は以下のとおりです。 【太陽光発電設備】 電力会社が発行する「再生可能エネルギー発電に関する電力供給契約内容のお知らせ」に記載される「電力受給開始日」が利用開始日となります。 【蓄電池】 メーカーの保証開始日など、設備の設置(運転開始等)を証明できる日が利用開始日となります。
	6	対象設備の設置に係る契約を令和8年3月31日以前に締結しましたが、補助対象になりますか。	令和8年3月31日以前に設備の設置に係る契約を締結していても、令和8年4月1日以降に利用を開始した場合、補助対象になります。
	7	これから設置予定の設備も補助対象になりますか。	補助対象になりますが、市が定める提出期限(令和9年3月10日)までに設備の利用を開始し、必要書類を提出できない場合、補助金を交付できない場合があります。
	8	新築住宅は対象外となっていますが、定義はありますか。	新たに建築された住宅であって、人の居住に供したことの無い住宅を新築住宅とします。
	9	新築住宅を購入・引き渡し後、太陽光発電設備と蓄電池設備を設置しましたが、既存住宅扱いになりますか？	原則として、居住開始日以降(住民票の住所を定めた年月日)に、別工事として太陽光発電設備・蓄電池設備を契約した場合に既存住宅の扱いとします。
	10	既存住宅の扱いとなり、補助の対象となる要件について教えてください。	(補助の対象となる場合) ・新築工事完了→居住開始→工事契約→設置完了 (補助の対象とならない場合) ・新築工事完了→工事契約→居住開始→設置完了 ・工事契約→新築工事完了→設置完了→居住開始 ※新築住宅の居住開始が契約よりも前である必要があります。
	11	居住開始日は何をもって証明できますか。	住民票の住所を定めた年月日で証明することができます。
	12	中古住宅を購入し、居住前に太陽光発電設備と蓄電池設備を設置する契約をする場合に補助の対象となりますか。	中古住宅は居住に供されたことのある住宅(既存住宅)に該当するため、購入した中古住宅へ設置した設備は補助対象となります。
	13	新築の建売住宅を購入し、居住前に太陽光発電設備と蓄電池設備を設置する契約をする場合に補助の対象となりますか。	対象になりません。
	14	太陽光発電設備・蓄電池の契約日についてはどのように証明したらいいですか。	契約書の契約日で確認します。
	15	カーポートに設置する場合は補助の対象となりますか。	対象になりません。
	16	マンション管理組合や自治会施設などに対象設備を設置する場合は、補助対象になりますか。	補助対象外です。自己が居住する住宅に対象設備を設置した個人が対象となります。
	17	店舗兼住宅に対象設備を設置する場合は、補助対象者になりますか。	自己が居住する住宅であれば、店舗兼住宅の場合も対象となります。

申請	18	明石市の他の補助金との併用は可能ですか。	併用できません。
	19	国や県の他の補助金との併用は可能ですか。	併用可能です。(※併用する他の補助金のルールも確認してください)
補助金の額	20	太陽光発電設備の設置容量はどの数値を見ればよいか。	電力会社が発行する「再生可能エネルギー発電に関する電力供給契約内容のお知らせ」に記載されている「発電出力」が設置容量となります。発行がまだの場合は、施工業者等にご相談ください。
	21	設備を設置したいと考えていますが、まだ業者と相談中で、設備の型式や容量が確定していませんが、申請可能ですか。	型式や容量は予定でも申請可能ですが、太陽光発電設備は設置容量で補助金の額が異なりますので、3kW未満か3kW以上になるかが決まった後、申請されることを推奨します。また、蓄電池の場合、設置を予定する機器が、補助要件を満たす型式(パッケージ型番)であることを業者に確認の上、申請してください。
	22	設備の利用開始日が決まっていない場合、どうすればよいですか。	設備の施工会社と相談の上、設置の概ねの予定時期を記載ください。
	23	設置する太陽光発電設備の設置容量が変更になったのですが、変更可能ですか。	補助金候補者の決定までは変更可能ですので、速やかにご連絡ください。補助金候補者決定以降に容量が変更となった場合、交付額は、申請時の容量で上限が計算されますのでご注意ください。(例:容量2.9kW・申請額4万円で交付申請を提出し、補助金候補者に決定。決定後に容量を4kWに変更した場合、交付の上限額は4万円となり8万円にはなりません。)
申請の方法	24	申請書類を受付窓口へ持参してもよいですか。	原則、郵送にてお送りください。
	25	申請書類が届いているかどうか確認できますか。	確認できません。交付申請後の概ね1カ月後に結果を郵送でお知らせいたします。ご不安な場合は書留等をご利用ください。
	26	申請書が7月1日以前に環境創造課に届いた場合はどうなりますか。	申請受付開始以前に届いた申請については、受理いたしません。必ず、7月1日以降に届くように手配してください。
	27	申請者と契約者は同一ですか。	申請者は、原則、契約者と同一であることが必要です。
	28	誰に申請の手続きの代行ができますか。	設備の設置業者や販売業者、住宅の施工業者等、適切な方を代行者として選定し、申請書の手続代行者の欄に記載してください。
	29	二世帯住宅で、それぞれの世帯に対象設備を設置した場合は、世帯ごとに申請は可能ですか。	設備購入者の契約名義が異なる場合、世帯ごと(契約者ごと)に申請可能です。
	30	申請は先着順ですか。	先着順になります。予算を超過した場合、予算到達日に受け付けた申請のみ抽選を行う場合があります。
必要書類の提出	31	契約書の写しはすべてのページが必要ですか。	発注者と請負者の双方の押印が確認できる部分、および補助対象設備とその設置経費が確認できる部分(内訳等)に該当する部分についてのみ、写しを送付ください。
	32	領収書が発行されていない場合はどうしたらよいですか。	施工業者に領収書の発行を依頼していただくか、領収を証明する書類を作成の上、提出してください。 ※領収を証明する書類として、市ホームページに領収証明書の様式例を掲載していますので、ご活用ください。
	33	ローンによる支払の場合はどうしたらよいですか。	ローンに係る契約書(支払い計画を含む)および、第1回目の支払がわかる書類(領収書、振込通帳コピー等)を提出してください。
	34	蓄電池の型式名・製造番号が確認できる書類とは、どのような書類ですか。	蓄電池のパッケージ型番が確認できる保証書、もしくは施工業者等が作成した設置証明書(パッケージ型番、製造番号を記載)を提出してください。 ※設置証明書の様式は、市のホームページに掲載しています。
	35	設置前および設置後の写真は必要ですか。	写真の提出は不要です。 設置を確認するための書類として、蓄電池の場合、保証書等の写し(設置住所、保証開始日、名前、型式が記載)、太陽光発電の場合、電力供給契約書を提出してください。

	36	設置場所に居住していることが確認できる書類とは、どのような書類ですか。	免許証やマイナンバーカード、住民票の写しなど、申請者が設置場所に居住していることが確認できる資料を提出してください。
	37	令和9年3月10日までに必要書類の提出ができない場合はどうなりますか。	補助金は交付できない場合があります。 ※特に太陽光発電設備の設置に係る必要書類として、電力会社から発行される電力受給契約書の提出が必要ですが、発行に時間を要する場合がありますので、事前に電力会社および設置業者と発行のスケジュールを十分ご確認ください。
	38	補助金の振込先の口座名義を申請者と異なる者にしてもよいですか。	補助金請求書の振込先は、申請者本人の口座に限ります。
振込	39	補助金の振り込みはいつ頃でしょうか。	交付決定後、約1カ月以内に手続きを行います。
	40	補助金の振込日の通知はありますか。	振込日の通知は行いません。 通帳記帳などでご確認ください。